

平成19年度 川崎市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成19年度川崎市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、年間患者数及び1日平均患者数

| ア 病床数(許可) | | 川崎病院 | 井田病院 | 多摩病院 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 一般病床 | 1,444床 | 683床 | 385床 | 376床 |
| 精神病床 | 38床 | 38床 | — | — |
| 感染症病床 | 12床 | 12床 | — | — |
| 結核病床 | 58床 | — | 58床 | — |
| 合 計 | 1,552床 | 733床 | 443床 | 376床 |
| イ 年間患者数 | | | | |
| 入 院 | 478,174人 | 232,805人 | 124,074人 | 121,295人 |
| 外 来 | 805,926人 | 471,380人 | 162,435人 | 172,111人 |
| ウ 1日平均患者数 | | | | |
| 入 院 | 1,306人 | 636人 | 339人 | 331人 |
| 外 来 | 3,220人 | 1,924人 | 663人 | 633人 |

(2) 主要な建設改良事業

| | |
|------------|-------------|
| ア 病院施設整備事業 | 165,302千円 |
| イ 施設改良工事 | 100,348千円 |
| ウ 医療器械整備事業 | 1,566,696千円 |
| エ 資産購入費 | 41,345千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | 収 | 入 |
|-----|--------|---|---------------|
| 第1款 | 病院事業収益 | | 32,681,035 千円 |
| 第1項 | 医業収益 | | 27,050,799 千円 |
| 第2項 | 医業外収益 | | 5,629,132 千円 |
| 第3項 | 特別利益 | | 1,104 千円 |

| | | 支 | 出 |
|-----|--------|---|---------------|
| 第1款 | 病院事業費用 | | 33,945,130 千円 |
| 第1項 | 医業費用 | | 32,590,487 千円 |
| 第2項 | 医業外費用 | | 1,222,449 千円 |
| 第3項 | 特別損失 | | 122,194 千円 |
| 第4項 | 予備費 | | 10,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,196,047千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4,086千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 2,191,961千円で補てんするものとする。）。

| | | 収 | 入 |
|-----|-----------|---|--------------|
| 第1款 | 病院事業資本的収入 | | 2,095,307 千円 |
| 第1項 | 企業債 | | 1,562,000 千円 |
| 第2項 | 固定資産売却代金 | | 2 千円 |
| 第3項 | 補助金 | | 2 千円 |
| 第4項 | 負担金 | | 533,303 千円 |

支 出

| | | |
|-------|-----------|--------------|
| 第 1 款 | 病院事業資本的支出 | 4,291,354 千円 |
| 第 1 項 | 建設改良費 | 1,873,691 千円 |
| 第 2 項 | 企業債償還金 | 2,417,663 千円 |

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------------|--------|--------------|
| 総合医療情報システム整備費 | 平成20年度 | 1,615,000 千円 |

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|------------|-----------------|---|------------------|---|
| 1 医療器械整備事業 | 千円 1,562,000 | 政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。 | 年 9.0% 以 内 | 借入れの日から30か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。 |

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、11,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 11,903,228 千円

(2) 交際費 1,119 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,207,579千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、4,207,653千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

| | 種類 | 名称 | 数量 |
|----------|------|-------------------|----|
| 1 取得する資産 | 器械備品 | 放射線治療システム | 1式 |
| | 器械備品 | 磁気共鳴断層撮影装置 (MR装置) | 1式 |
| | 器械備品 | 総合医療情報システム | 1式 |

平成19年 2月14日提出

川崎市長 阿部孝夫